

令和4年度 第1回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月10日（金） 14時27分～15時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (2) 令和4年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (3) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数の通知について
- (4) 令和4年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (5) その他

5 開会

（賃金係）

それでは、定刻より少し早いですが、令和4年度第1回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、公益側の藤本委員から欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日の審議会は、三重地方最低賃金審議会運営規定第6条（会議の公開）により、傍聴申し込みがあり6名の傍聴を認めております。

それでは、開会にあたりまして局長からご挨拶を申し上げます。

（局長）

皆様、こんにちは。

(皆)

こんにちは。

(局 長)

三重労働局長の金尾でございます。3月31日付けで着任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、令和4年度第1回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

現在の我が国の経済情勢でございますけれども、内閣府から令和4年5月25日に発表された「月例経済報告」によりますと「景気は、持ち直しの動きがみられる。」ということでございます。

また、県内の雇用失業情勢につきましても、令和3年度の有効求人倍率は、1.26と令和2年度より0.17ポイント上回っておるところでございます。令和4年4月では、1.41と前月を0.06ポイント上回るなど、改善の動きが見られておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある状況でございます。

このように、新型コロナウイルス感染症の長期化の他、ウクライナ情勢の影響、円安など、経済・雇用情勢の先行きが不透明な状況の中、今年度の最低賃金につきましては、各種の感染防止の取組や経済への影響等を見つつ、審議会でご議論いただきたいと思っております。

なお、昨年度の三重県最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会答申に示された目安額と同額の28円で、使用者側反対であったものの採決していただきました。

最低賃金の引き上げについては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会では、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」と示されています。

三重地方最低賃金審議会では、こうした政府の基本方針等に十分配慮して中央最低賃金審議会において示される目安等報告を参考に、三重県の地域性・経済動向等

の実情を踏まえ、三重県最低賃金改正の審議を行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

三重労働局としましても、三重地方最低賃金審議会の事務局として、適切かつ円滑な運営に最大限務めるとともに、改定された最低賃金額につきましては、労使団体をはじめ自治体の広報誌等を通じた周知徹底、さらには、的確な監督指導により、その履行確保を図ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者に対して、三重働き方改革推進支援センターを通じまして相談支援の利用促進や業務改善助成金の活用促進をはかっていくつもりであります。

委員の皆様方には、例年とは異なるご負担をお掛けすることもあるかと思いますが、真摯なご議論をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

(賃金係)

ありがとうございました。

本日は、今年度第1回の審議会ですので、委員のご紹介となるところですが、第52期最低賃金審議会委員による、2年度目でございますので、この場での全委員のご紹介は割愛しますが、労働者側の藤岡委員が新たに就任されましたのでご紹介させていただきます。

(藤岡委員)

連合三重の藤岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

(賃金係)

また、三重労働局では、本年度の人事異動で、労働局長、労働基準部長が新たに就任されましたので紹介させていただきます。

金尾労働局長につきましては、先ほどご挨拶いただきました。

続いて労働基準部長です。

(部長)

この4月1日付けで三重労働局に着任いたしました片野と申します。

よろしくお願い申し上げます。

ここ数年最賃情勢が、コロナ禍もありまして、デリケートなものでもあったわけですが、今年もコロナ禍に加えて、世界情勢・経済情勢が安定しているとは言いがたい中で、委員の皆様には難しいご議論・ご審議をお願いすることになるかと

思います。事務局としては、精一杯サポートしてまいりますので、よろしく願いいたします。

(賃金係)

ありがとうございました。

それではこれより議事に入りますが、議事進行につきましては、運営規程により会長に行っていただくことになっております。安井会長よろしく願いいたします。

6 議事

(1) 三重地方最低賃金審議会運営規程について

(会 長)

本日は、皆様、ご多用の中本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほどご案内がありました様に我々第52期審議会委員といたしましては、藤岡委員が新しく加わって頂きましたが、他のメンバーは昨年を引き続きということで、また今年の審議もよろしく願いいたします。

先程の局長のご挨拶にもありましたが、昨年の審議状況を振り返って見ますと、コロナ禍のもとで、厳しい環境の中、非常に労使とも厳しい審議が進んだというふうに記憶をしております。今年状況を鑑みましても、コロナの状況、少しずつ感染者数減ってきているような感じですがけれどもまだまだ感染者数多いです、そこにきてウクライナ情勢であるとか、急激な円安とか色々な要因が次から次に出てきております。その中で、使用者側からは、本当に厳しいご意見をいただくことになろうかと思っております。また、反面、労働者側からも家計のことを考えてみても、食料品をはじめ色々な物が高騰している状況でございます。労使ともども厳しい状況が続いている中での審議会となろうかと思っております。その中で、我々審議会といたしましては、真摯な議論を進めていただきまして、最低賃金の決定に至りたいと思いません。皆様方のご理解ご協力を改めてお願い申し上げさせていただきたいと思いません。

それでは、令和4年度第1回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

議事に従いまして、議事(1)の「三重地方最低賃金審議会運営規程」について、事務局、ご説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは私のほうからご説明させていただきます。

先ず、「三重地方最低賃金審議会運営規程」についてですが、資料2をご覧ください。
本年度初めての審議会であり、簡単に説明させていただきます。

最低賃金審議会の運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令等に定められているところですが、これらの法令に定められているもの以外に、運営上必要とされる事項を「三重地方最低賃金審議会規程」で定めているところがございます。

第2条は「審議会の会議の招集」を、第3条は「小委員会」について規定しています。

第4条は「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」を、第5条は「会議は会長が議長となって議事を進めていただく」ということを規定しております。

第6条は「会議の公開・非公開について」を規定し、第7条は「議事録等に係る取り扱い」について規定しています。

第8条は「審議会の議決に係る取り扱い」の規定です。

さて、「三重地方最低賃金審議会運営規程」の第7条について、議事録の早期公開のため次のとおり変更を提案します。

資料2をご覧ください。

第7条第一項の「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。」とした規定を資料3のとおり、「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」と変更を提案しますので、この場でご審議をお願いいたします。

(会 長)

ただいまご説明のありましたように、今期の運営規程につきまして、第7条の変更を予定しております。議事録作成の迅速化という観点から従来から議事録署名委員を2名を指名させていただいておりましたが、これを廃止して作成をする。というような形にする改正とご説明がございました。この件につきまして、また、他のことも含めまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

特にご意見ないようでございますので、変更案とおりの改正をさせていただくということで、ご承認をいただいたものと判断させていただきます。

なお、資料3の新しい運営規程の一番最後、附則のところに、施行期日を本日令和4年6月10日と記入いただきまして、これを持って決定・承認とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

- (2) 令和4年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (3) 意向表明のなされた6業種に係る適用労働者数の通知について

(会 長)

議事の(2)「特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明」、議事の(3)「6業種に係る適用労働者数」については、関連事案ですので事務局の方から、一括してご説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは先ず、「令和4年度における特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明について」ご報告させていただきます。

先ず、申出の意向表明についての取扱い等ですが、前回令和4年2月に開催しました第8回の審議会において、決定していただきました資料4「令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について」により取り扱うことといたします。

意向表明の期日については、1の(2)にありますとおり、令和4年3月22日(火)までとさせていただいておりました。

資料5をご覧ください。

また、本年度金額改正審議にかかる意向表明ですが、2022年2月28日付けで、日本労働組合総連合会三重県連合会長から、ガラス・同製品製造業以下6業種について「2022年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について」が提出されております。

続きまして、特定（産業別）最低賃金の決定等の申出についてです。先程、ご覧いただいた資料4にありますとおり、申出については、令和4年7月8日（金）までに局長宛てに提出していただき、それまでに関係労使当事者間の意思疎通を十分に図っていただきたいと思います。

続いて、業種別の適用労働者数についてです。

資料6をご覧ください。

産業別最低賃金の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、「平成28年経済センサス活動調査（以下「28年センサス」という。）をもとに昨年度の最低賃金に関する基礎調査、安定部から雇用情報等を反映させ、本年1月に精査して更新しております。

意向表明のなされた6業種それぞれの事業所数及び労働者数は、

業 種	事 業 所 数	労 働 者 数
ガラス同製品製造業	34	1, 620
電線ケーブル製造業	10	1, 385
洋食器等製造業	74	2, 071
一般機械器具製造業	362	14, 671
電気機械器具製造業	354	28, 464
輸送用機械器具製造業	433	33, 997

といった状況になってございます。

(会 長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する意向表明及び意向表明なされた6業種に係る適用労働者等についてご報告をいただきました。この説明について、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

なお、この適用労働者数等につきましては、それが、申出を行う場合の定量的要件の分母にあたる員数になるということで、労使それぞれの皆様にはご承知置き願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(4) 令和4年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について

(会 長)

それでは、議事(4)の「三重地方最低賃金審議会審議日程等」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい。

三重地方最低賃金審議会の審議日程についてですが、第2回審議会については、7月13日（水）11時から、この会場で開催することとしておりますので、ご報告させていただきます。

第2回審議会では、地賃改正諮問と産別改正審議の必要性の諮問をさせていただきたいと思います。

併せて資料7の「最低賃金に係る令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予

定一覧表」をご覧ください。これは、答申日別に最短効力発生予定日を取りまとめた一覧表です。

今年度も、これまで同様、地域別最低賃金の発効日を10月1日とする場合、官報公示の日数を30日以上とする必要がある関係で、対応日を前倒しにしていくこととなります。

すなわち、官報公示予定日（官報の発行日）の関係で、発効予定日10月1日（土）の赤枠をしたところを見ていただきますと、異議申出締切日8月22日（月）、官報持込日の関係で、8月23日（火）午前中に異議審（本審）を開催することが必要となります。

また、答申・要旨の公示日8月5日（金）とありますので、8月5日に本審を開催して、会長から局長に答申をしていただくこととなります。

この答申を受け、同日中に公示を行います。

中央最低賃金審議会の目安答申がいつ出されるかにもよりますが、今年度も、中央最低賃金審議会から目安が示されたのち、速やかに審議会に伝達し、また、的確且つ有効な情報・資料等をお示ししてまいりたいと思っております。

10月1日発効を目指す場合は、7月下旬から8月5日にかけての短い期間中に、何度か審議会及び専門部会をお願いするということになると思いますので、ご多忙中、恐縮ですが、日程の確保を含め、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、資料7の4ページ目は特定（産業別）最低賃金の場合です。事業場において賃金締切日が20日締めのところ散見され、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、令和元年度から12月21日発効となりました。

12月21日（水）の発効を目指す場合、10月21日（金）に本審を開催して答申を、11月21日（月）に官報公示を行うこととなります。

表の見方は地域別最低賃金の場合と同じですので、ここでの説明は割愛させていただきます。

（会 長）

ありがとうございました。

ただ今、第2回本審については、7月13日（水）11時からというご案内をいただきました。日程調整をよろしくお願い申し上げます。

また、その後の日程につきましても、8月5日を答申のため本審を開くということも含めて、日程の確保もよろしくお願いしたいと思います。

さらに、産別も12月21日発効ということで進めて参りたいと思います。いずれ

にしる限られた時間の中で委員の皆さま方には、何度か審議会、若しくは専門部会に携わって頂く方にはご足労をいただくことになろうかと思ひます。日程調整、ご無理を申し上げることとなろうかと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(前田良彦委員)

特定最賃のスケジュールの件なのですが、今ご説明をいただきましたスケジュールですと12月21日発効になりますと、異議審の締め切りが11月7日となっておりますが、本審をするのが11月8日ですか。スケジュール間に合うのですか。

(室長)

こちらにつきましては、異議申出の締め切り日が、答申の要旨の公示から15日はおかないといけませんので、10月21日から15日たった開庁日が11月7日。

(前田良彦委員)

失礼をいたしました。

(室長)

上の米印のところを見ていただきますと、令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議審締め切り申し日の翌日に本省で官報公示の手続きを行なった場合となっております。

(前田良彦委員)

はい、承知いたしました。すみませんでした。

(会長)

では、その日程で確保の方をよろしくお願ひいたします。

他、ご質問ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

特にございませんでしますので、日程の確保を皆様にお願ひをしておきます。

(5) その他

(会長)

その他として事務局の方からご説明いただくこと何かありますか。

(室長)

はい、最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金の三重県の利用状況について、報告させていただきます。

業務改善助成金は、事業場が設備投資等を行うことで、生産性の向上を図り、事

業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

資料 10 をご覧ください。

まず、平成 29 年度から令和 2 年度までの申請状況は、表 1 のとおり 9 件から 16 件で推移していましたが、令和 3 年度は、72 件と大幅に増加しております。

また、大幅に増加した令和 3 年度の月別の申請状況は、表 2 のとおり、4 月 2 件、6 月 2 件、8 月 8 件、9 月 37 件、10 月 5 件、11 月 3 件、12 月 4 件、1 月 5 件、2 月 1 件、3 月 5 件となっております。

特に、三重県最低賃金の答申があった 8 月から 9 月の効力発生までの間に 45 件の申請があり、大幅な申請件数の増加がございました。

令和 3 年度の三重県最低賃金答申の付帯決議に付けられた支援として、令和 3 年 8 月から業務改善助成金の制度が拡充されたこともあり、より実効性がある支援が図られたもの思料されます。

引き続き、少しでも多くの事業場に、賃金を引き上げるに当たって、助成金を活用いただけるように周知・広報に努めて参ります。よろしく申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、令和 3 年度の業務改善助成金の利用状況が大幅に増加した旨のご報告をいただきました。

皆様ご記憶にありますように、最低賃金引き上げに関し、令和 3 年度の三重県最低賃金審議会の答申の中に付帯事項としました支援において、より実効性がある支援が図られたものと考えております。我々の意向を汲んでいただいて、行政の方も動いていただいたものだと思っております。しかし、まだまだ不十分なところも多々あるかと思えます。行政の方には、さらに一層周知をしていただきまして、この支援の活用を推進していただくようお願いをしておきたいと思えます。

では、先ほどからご案内がありましたように、今年度も 10 月 1 日発効を前提に本審や専門部会を開催していくこととなります。今年度の最低賃金の審議につきましても、最初にご挨拶をさせていただいたように、諸般の大きな問題を抱えたうえでの審議をせざるを得ないと思えます。それを受けて、近々出されるであろう中央最低賃金審議会からの目安答申を受けながら、最後まで真摯な議論を行っていただくしかございません。委員の皆様には、繰り返しになりますが、ご足労をおかけすることとなると思えます。いずれにしろお互いに厳しい状況が続く中で、相手のこと

もご配慮もいただきながら良い審議が進められるようお願いしておきたいと思
います。

さらに、特定(産業別)最低賃金につきましても、12月21日発効を前提に審議を進
めて参ります。ご理解ご協力よろしくようお願い申し上げます。

以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様方、何かご意見はございま
すでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、繰り返しになりますが、限られた日程の中で、皆様には何度か審議会にご
参集いただくことになろうかと思えます。まずは、日程を確保していただきまして、
審議会にお集まりいただき、円滑な審議を進められるようご理解とご協力いただき
ますよう再度お願い申し上げます、本日の審議会を終わらせていただきたいと思
います。

これをもちまして、令和4年度第1回三重地方最低賃金審議会を終了させていた
だきます。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上